

病気休職、介護休職期間の前後合算について

一般社団法人 日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）は「継続」が要件であり、中断がある場合は中断の前後を合算できませんが、「病気休職、介護休職」（各6ヵ月以内に限る）については、例外的に中断前後の期間の合算が認められます。

※本文書の事例は今年度認定試験に限り有効とします。来年度以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

例1 病気休職（介護休職）を取得したが、前後合算をしなくても受験資格を満たす場合

休職前	病気休職／介護休職	復職後
業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)	業務従事期間に算入不可	業務従事期間 (継続2年以上 & 10例以上)

↑ 合算せず、休職前後どちらか一方の期間のみ ↓

※休職前後いずれかのみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす場合は、休職前または復職後のどちらか一方の期間のみで「糖尿病療養指導業務に従事した証明書」を作成してください。（休職証明書は不要です。）

例2 休職期間が6ヵ月以内の場合

休職前	病気休職／介護休職 (6ヵ月以内)	復職後
業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)	業務従事期間に算入不可・中断としない	業務従事期間 (継続2年未満 or 10例未満)

↑ 合算できる ↓

※休職前後いずれかだけでは受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たさない場合で、休職期間が6ヵ月以内の場合は、休職前と復職後の期間を合算できます。（休職証明書が必要です。）

例3 休職期間が6ヵ月を超える場合

休職前	病気休職／介護休職 (6ヵ月超)	復職後
業務従事期間	業務従事期間に算入不可・中断	業務従事期間

↑ 合算できない ↓

※6ヵ月を超えて病気休職（介護休職）を取得した場合は「中断」となり、前後の期間の合算は認められません。休職前または復職後のどちらか一方の期間のみで受験資格（継続2年以上かつ10例以上）を満たす必要があります。（休職証明書は不要です。）

(前ページより続く)

例 4 休職期間が複数回に亘る場合

休職前	B 病気休職／介護休職 (6 ヶ月以内)	B 復職後 D 休職前	D 病気休職／介護休職 (6 ヶ月超)	復職後
A 業務従事期間	業務従事期間に算入不可・ 中断としない	C 業務従事期間	業務従事期間に算入不可・ 中断	E 業務従事期間

↑ 合算できる ↑
↑ 合算できない ↑

※休職後一旦復職し、その後再度休職した場合、6 ヶ月以内の休職期間 (B) については、休職前と復職後の期間を合算できます。(休職証明書が必要です。) 6 ヶ月を超える休職期間 (D) については、休職前と復職後の期間を合算できません。(休職証明書は不要です。)

※合算できない場合、中断前後どちらか一方の期間のみ (上記の例の場合、「A + C」のみ、または「E」のみ) で「継続 2 年以上」かつ「10 例以上」を満たす必要があります。

例 5 病気休職を取得した後に産前休暇を取得した場合

休職前	病気休職 (6 ヶ月以内)	産前・産後休暇 (指定期間内)	育児休業 (指定期間内)	復職後
業務従事期間	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間に 算入不可・中断としない	業務従事期間

↑ 合算できる ↑

※病気休職と産前・産後休暇、育児休業を連続して取得した場合、それぞれの休職期間が指定期間内であれば、休職前と復職後の期間を合算できます。(休職証明書が必要です。)

※産前・産後休暇の指定期間は「産前 8 週 (多胎は 14 週)、産後 8 週まで」、育児休業の指定期間は「原則として子が 1 歳に達するまで」です。詳細は別紙 (事例解説②) をご参照ください。

以上